

## 平成31年4月1日からの入札制度の変更等についてのお知らせ

### 1. 等級(ランク)別・工種別の発注対象額の基準について

指名基準表の見直しを行い、**Bランク業者への発注基準を1,500万円未満に引き上げる**ことで、AランクとBランクの発注工事件数の均等化を図ります。

※ホームページに掲載の「指名基準表」をご確認ください。

	現 行	見直し後
管、舗装、造園工事、電気工事、水道工事、その他工種（土木一式、建築一式を除く）のAランク条件	1,000万円以上	<b>1,500万円以上</b>

### 2. 条件付き一般競争入札の対象工事について

受注機会の拡大を図るため、**条件付き一般競争入札の対象工事**となる建設工事請負工事費の額を、**「3,000万円以上」から「2,000万円以上」**に引き下げます。

### 3. 条件付き一般競争入札における配置技術者の審査方式について

従来、一般競争入札における**配置技術者の審査**については、入札参加申請受付時に全参加希望事業者に対して行う「事前審査方式」により実施していましたが、入札参加希望者の負担軽減及び事務の簡素化を図るため、**開札後に落札候補者のみに対して行う「事後審査方式」を導入**します。

内容につきましてはホームページに掲載の「事後審査型条件付き一般競争入札について」をご確認ください。

### 4. 電子入札案件の開札立ち会いについて

入札参加者からの希望があれば、電子入札で行う開札への立ち会いを認めることとします。取扱いについては次のとおりです。

- (1) 立ち会いは入札参加者に限る
- (2) 立会希望者は開札の前日15時までに申請書を契約検査課へ提出すること
  - ※申請書には、実際に立ち会う者の氏名を記載していただきます。
  - ※日程及び開札場所につきましては、事前に連絡します。

※「電子入札立会申請書」をホームページに掲載しますのでご確認ください。

## 5. 低入札価格調査制度の「数値的判断基準」の改正について

**「費目別判断基準」**及び**「建築工事・水道工事・設備工事の総額判断基準」**が改正となります。

内容につきましてはホームページに掲載の「日光市低入札価格調査制度事務処理要領」及び「**新旧対照表【建設工事】**」をご確認ください。

## 6. 最低制限価格制度(建設工事関連業務委託)の新旧表の加筆修正について

「**新旧対照表【建設工事関連業務委託】**」を、「日光市最低制限価格制度事務処理要領」に沿った内容とするため加筆修正しました(※**基準に変更はございません**)。

内容につきましてはホームページに掲載の「**新旧対照表【建設工事関連業務委託】**」をご確認ください。

## 7. 消費税率引き上げに係る取扱いについて

消費税及び地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)につきましては、平成31年10月1日から10%に引き上げられることとされております。

これを受けまして日光市では、消費税率10%適用に係る指定日「平成31年4月1日」以降に契約し、**完了引渡し**が「**平成31(2019)年10月以降**」となる建設工事・工事関連業務委託につきましては、**予定価格の設定に当たり、消費税率は10%**といたします。

対象となる入札案件につきましては、案件ごとに「**入札条件書**」等によりお知らせいたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

**お問い合わせ先**

**日光市役所 財務部 契約検査課 契約係**

**TEL 0288-21-5134 FAX 0288-21-5137**